

答 申

第1 審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成23年1月6日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇署第〇〇〇〇号（〇〇〇〇照会番号）における〇〇〇〇の行政処分に関する文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求については、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるとして、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年1月17日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、平成23年1月25日付けで、実施機関の上級行政庁である岡山県公安委員会に対して審査請求を行った。
- 4 岡山県公安委員会は、条例第17条の規定により、平成23年2月18日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求の対象とされた公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 本件〇〇〇〇は、当初の捜査では刑事処分を決定するには不十分との検察の判断により再捜査した〇〇〇〇であり、行政処分も再考される可能性があることから開示請求した。
 - (2) 審査請求人は、〇〇〇〇被害者としての立場であり、利害関係人として行政の適正な処分が行われたか否かは重要なことである。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条の裁量的開示の文言を参酌し開示されるものと思われる。

同じ行政機関である検察庁は、処分の結果を被害者に限り開示する処分を行っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求について

対象公文書が、仮にあるとすれば、〇〇〇〇当事者の氏名、生年月日及び〇〇〇〇〇〇発生の日時・場所並びに当事者に〇〇〇〇〇〇に係る事項等（以下「本件存否情報」という。）が記録されており、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が条例第7条第2号に規定する個人情報と答えることと同様の結果が生じることとなるものである。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の趣旨

本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

なお、本号ただし書において、個人の利益保護の観点からは非開示とする必要のないものや、公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に非開示情報から除くこととしたものである。

(2) 条例第7条第2号本文の該当性

個人に関する情報とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。本件存否情報のように、個人の氏名、生年月日は明らかに個人を識別することができる情報であり、〇〇〇〇〇〇の発生日時・場所はそれ自体の記載からは特定個人を識別されないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得るものであるから、個人に関する情報である。

また、本件開示請求に係る〇〇〇〇〇〇のものであり、他人に知られたくない事実である。

(3) 条例第7条第2号ただし書の該当性

ア 条例第7条第2号ただし書イの該当性

「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も知りうる状態におかれている情報をいう。「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は理由によって公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しないものである。

しかしながら、本件存否情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、ただし書イには該当しない。

イ たゞし書口の該当性

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合については、開示することを定めたものである。

しかしながら、本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるとは認められず、たゞし書口には該当しない。

ウ たゞし書ハの該当性

公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外することを定めたものである。

しかしながら、本件存否情報は、〇〇〇〇の当事者に係る個人情報であり、たゞし書ハには該当しない。

3 条例第9条の該当性について

本条は、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものであり、公益上の必要性の認定についての要件裁量を認める規定である。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、人の生命、健康などの個人的な法益保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公益的な利益を保護する特別の必要性がある場合のことをいい、本件存否情報を公にすることにより得られる利益が、これを公にすることにより害される個人の権利利益を上回るとは認められない。

4 条例第10条の該当性について

本条は、開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存在を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

本件開示請求のように個人を特定して開示請求が行われた場合は、対象公文書の存在を答えるだけで、本件存否情報の有無が明らかとなり、条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなる。

さらに、公益上特に必要があると認められる場合など本件存否情報を開示すべき他の理由も存しないことから、本件開示請求に対しては、非開示決定（存否応答拒否）したものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「〇〇〇署第〇〇〇〇号（〇〇〇〇照会番号）における〇〇〇〇の行政処分に関する文

書」である。

2 条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人の権利利益の保護の観点から非開示とする必要がないため開示することとし、同号ただし書ロにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、公益上公にすることが認められるため開示することとし、同号ただし書ハにおいて、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、県民に対し説明する責任を全うするため開示することとしている。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であつても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

(3) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の規定について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、通常、開示請求に対しては当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示決定等をすべきであるが、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

実施機関は、本件開示請求のように個人を特定して開示請求が行われた場合は、対象公文書の存在を答えるだけで、特定の個人の行政処分に関する情報が明らかとなり、条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなることから、非開示決定(存

否応答拒否) したと説明する。一方、審査請求人は、〇〇〇〇被害者としての立場であり、利害関係人として行政の適正な処分が行われたか否かは重要なことであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条の裁量的開示の文言を参酌し開示されるものと思われると主張しているので、上記2で示した非開示条項、公益上の理由による裁量的開示及び公文書の存否に関する情報の規定を基準として、個人を特定した情報の開示請求が存否応答拒否に該当するか否かについて以下検討する。

(1) 条例第7条第2号(個人情報) 該当性について

本件対象公文書は、〇〇〇〇における特定の個人の行政処分に関する情報が記載された公文書であり、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当するものであることは明白である。

以下、同号ただし書に規定するいずれかの情報に該当するか否かについて検討する。

ア 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

〇〇〇〇における特定の個人の行政処分に関する情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書ロ該当性について

〇〇〇〇における特定の個人の行政処分に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロには該当しないものと認められる。

ウ 条例第7条第2号ただし書ハ該当性について

〇〇〇〇における特定の個人の行政処分に関する情報については、本件開示請求では、私人に関する情報であり、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハには該当しないことは明らかである。

(2) 条例第10条(公文書の存否に関する情報) 該当性について

本件開示請求は、〇〇〇〇における特定の個人の行政処分に関する文書の請求であるため、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の個人が〇〇〇〇の当事者であるか否か及び当該〇〇〇〇に係る行政処分の有無という条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなる。したがって、条例第10条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当であると認められる。

(3) 条例第9条(公益上の理由による裁量的開示) の適用の可否について

審査請求人は、公益上の理由による裁量的開示を求めているものの、非開示とされている情報を保護する利益に優越する理由があるとは認められない。したがって、条例第9条を適用する必要性は認められない。

4 結論

以上により、実施機関が、当該公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した公文書非開示決定は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 2月18日	審査庁から諮問を受けた。
平成23年 3月25日	審査庁から非開示理由説明書が提出された。
平成23年 4月18日	審査請求人から意見書が提出された。
平成23年 7月 6日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成23年 8月 5日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年 8月31日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成23年10月 7日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年11月 1日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	審査会第3回目まで審議